

「平成 30 年 7 月豪雨」に対する 東京都社会福祉協議会における支援活動

— 平成 30 年 10 月 25 日現在 —

平成 30 年 6 月 28 日（木）～7 月 8 日（日）に発生した「平成 30 年 7 月豪雨」では、西日本をはじめとした地域に大きな被害をもたらしました。謹んでお見舞い申し上げます。

【被害状況】

人的・物的被害状況（平成 30 年 10 月 9 日現在）

人的被害 死者＝224 人、行方不明者＝8 人、重軽傷者＝424 人

住家被害 全壊＝6,695 棟、半壊＝10,719 棟、一部破損＝3,707 棟、
床上浸水＝8,640 棟、床下浸水 21,576 棟

この災害に対して、本会では、これまでに以下の取り組みを行ってきました。

1 災害ボランティア活動による被災者支援

12 府県の 59 市町村で災害ボランティアセンターが設置されました。

7月 7日（土）	ボラ市民ウェブに「平成 30 年 7 月豪雨に関する災害ボランティア・支援情報」のコーナーを開設。日々更新し、情報発信している。
7月 18日（水） ～20日（金）	東京都生活文化局と東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議による災害ボランティア活動の現地調査のため、東社協職員 2 名を岡山県、広島県、愛媛県に派遣した。
7月 18日（水）	東京ボランティア・市民活動センターが参加する東京災害ボランティアネットワークにおいて、7 月 21 日～31 日にさまざまな団体の協働により都内各地で一斉募金活動を実施することとし、ボランティア・市民活動推進団体に対して呼びかけを行った。
7月 19日（木）	社協職員のブロック派遣は当初、九州・中国・四国・近畿ブロックで対応していたが、7 月 19 日付で全社協は全国の都道府県社協に応援職員派遣協力要請を拡大した。
7月 27日（金） ～8月 2日（木）	本年度の関東 A ブロック社協幹事のさいたま市社協より職員派遣要請があり、区市町村社協と調整のうえ、以下の職員派遣を行った。 (1) 広島県呉市（くれ災害ボランティアセンター） 東社協職員 1 名、区市町村社協職員 2 名（小平市・西東京市 各 1 名）を派遣した。 (2) 広島市安芸区（安芸区災害ボランティアセンター） 東社協職員 1 名、区市町村社協職員 1 名（足立区 1 名）を派遣した。 (3) 広島市南区似島（南区災害ボランティアセンター） 区市町村社協職員 1 名（荒川区 1 名）を派遣した。
8月 1日（水）	東京都生活文化局による「『平成 30 年 7 月豪雨』被災地支援ボランティア活動に関する現地調査報告及びガイダンス」にて、東京ボランティア・市民活動センターから報告した。
8月 12日（日） ～19日（日）	関東 A ブロック社協幹事のさいたま市社協を通じて 8 月末までの職員派遣の延長要請があり、区市町村社協と調整のうえ、以下の職員派遣を行った (1) 広島県呉市（くれ災害ボランティアセンター） 東社協職員 1 名、区市町村社協職員 2 名（町田市・国立市 各 1 名）を派遣した。

8月 25日（土） ～9月 1日（土）	(1) 広島県呉市（くれ災害ボランティアセンター） 東社協職員 1 名、区市町村社協職員 2 名（墨田区・府中市 各 1 名）を派遣した。 (2) 広島市安芸区（安芸区災害ボランティアセンター） 東社協職員 1 名、区市町村社協職員 1 名（東大和市 1 名）を派遣した。
9月 7日（金） ～13日（木）	関東 A ブロック社協幹事のさいたま市社協を通じて 9 月末までの職員派遣の延長要請があり、区市町村社協と調整のうえ、以下の職員派遣を行った。 (1) 広島県呉市（くれ災害ボランティアセンター） 東社協職員 1 名、区市町村社協職員 2 名（立川市・調布市 各 1 名）を派遣した。
9月 19日（水） ～25日（火）	(1) 広島県呉市（くれ災害ボランティアセンター） 東社協職員 1 名、区市町村社協職員 2 名（中野区・武蔵村山市 各 1 名）を派遣した。
10月 1日（月） ～6日（土）	関東 A ブロック社協幹事のさいたま市社協を通じて 10 月中旬までの職員派遣の延長要請があり、区市町村社協と調整のうえ、以下の職員派遣を行った。 (1) 広島市安芸区（安芸区災害ボランティアセンター） 東社協職員 1 名、区市町村社協職員 1 名（練馬区 1 名）を派遣した。 この派遣をもって、本会によるブロック派遣は終了。
10月 1日（月） ～12月 1日（土）	東京都生活文化局と東京都災害ボランティアセンターアクションプラン推進会議による愛媛コミュニティ支援プログラムとして、11 月末までの 2 か月間、宇和島市吉田町でサロン活動（移動喫茶活動）を実施する。推進会議参加団体と調整し、常時 5 名が現地で活動できるよう職員派遣を行う。事前調整のため、以下の職員派遣を行った。 10/1～10/10 東社協職員 1 名 10/1～10/3 東京災害ボランティアネットワーク 1 名、中央労働金庫 1 名
10月 3日（水） ～10月 9日（火）	愛媛コミュニティ支援プログラム A1 クールとして、以下の職員派遣を行った。 区市町村社協職員 2 名（荒川区・東村山市 各 1 名）、東京都生協連 1 名を派遣した。
10月 7日（日） ～10月 13日（土）	愛媛コミュニティ支援プログラム B1 クールとして、以下の職員派遣を行った。 東社協職員 1 名、区市町村社協職員 1 名（台東区 1 名）を派遣した。
10月 10日（水） ～10月 16日（火）	愛媛コミュニティ支援プログラム A2 クールとして、以下の職員派遣を行った。 東社協職員 1 名、区市町村社協職員 2 名（足立区・国分寺市 各 1 名）、パルシステム東京 1 名を派遣した。
10月 14日（日） ～10月 20日（土）	愛媛コミュニティ支援プログラム B2 クールとして、以下の職員派遣を行った。 東社協職員 1 名、中央労働金庫 1 名を派遣した。
10月 17日（水） ～10月 23日（火）	愛媛コミュニティ支援プログラム A3 クールとして、以下の職員派遣を行った。 東社協職員 1 名、区市町村社協職員 2 名（板橋区・東大和市 各 1 名）を派遣した。
10月 21日（日） ～10月 27日（火）	愛媛コミュニティ支援プログラム B3 クールとして、以下の職員派遣を行った。 区市町村社協職員 1 名（三鷹市 1 名）、中央労働金庫 1 名を派遣した。
10月 24日（水） ～10月 30日（火）	愛媛コミュニティ支援プログラム A4 クールとして、以下の職員派遣を行った。 東社協職員 1 名、東京災害ボランティアネットワーク 1 名を派遣した。

2 生活福祉資金の対応

(1) 緊急小口資金（特例貸付）

①愛媛県における緊急小口資金（特例貸付）の受付業務への支援

7月19日（木）、全社協から全国の都道府県社協に対して、広島県内および愛媛県内における緊急小口資金（特例貸付）の受付業務への協力依頼がありました。

これを受け、区市町村社協と調整のもと、以下に取組みました。

7月29日（日） ～8月4日（土）	東社協職員1名、区市町村社協職員1名（品川区 1名）を愛媛県松山市に派遣し、被災地での緊急小口資金の特例貸付を支援した。〔第1クール〕
8月 5日（日） ～11日（土）	東社協職員1名、区市町村社協職員1名（羽村市 1名）を愛媛県宇和島市に派遣し、被災地での緊急小口資金の特例貸付を支援した。〔第2クール〕

②都内避難者への緊急小口資金（特例貸付）の貸付

東京都内においても、都内への避難者を対象として以下に取組みました。

7月17日（火）	東京都からの通知に基づき、7月17日付で区市町村社協宛に都内における特例貸付実施予定と相談開始予定を通知した。
7月20日（金）	都内における相談受付を開始した。

③都内避難者への福祉資金福祉費・災害援護費（特例貸付）の貸付

東京都内においても、都内への避難者を対象として以下に取組みました。

9月 5日（水）	東京都からの通知に基づき、9月5日付で区市町村社協宛に都内における特例貸付実施予定と相談開始予定を通知した。
9月 7日（金）	都内における相談受付を開始した。

3 施設部会における取組み

7月7日に厚生労働省は都道府県に「高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」（事務連絡）を発出しています。今回の豪雨災害では、施設にとどまることができず利用者が別の施設等に避難した福祉施設、休止している施設・事業所が多数あります。

福祉施設関係の被害状況			
	被害施設（か所）	避難施設数（か所）	避難者（人）
		最大時	最大時
高齢者福祉施設	276	32	691
障害者福祉施設	63	4	59
	被害施設（か所）	閉鎖施設数（か所）	
		最大時	
児童福祉施設	104		40

7月25日（水）	東社協東京都高齢者福祉施設協議会が、会員施設に呼びかけて被災福祉施設等への義援金の募集を開始。
8月 1日（水） ～3日（金）	東社協知的発達障害部会が、東京都発達支援協会と協働して4名を派遣し、現地の状況を把握した。
9月 2日（日） ～11月 3日（土）	東社協知的発達障害部会が、9月2日を第1期として、11月3日までの第20期までの予定で、のべ25人の施設職員を広島県三原市の障害福祉サービス事業所「とよの郷」へ派遣している。

4 東京都民生児童委員会における取組み

7月11日に全国民生委員児童委員連合会は「平成30年7月豪雨災害における民生委員・児童委員の被災状況と被災地への民生委員・児童委員支援募金窓口のご連絡について」を通知しています。これらを受けて都民連では以下の取組みを行いました。

8月24日（金）	都民連として以下の義援金および支援金の募集を行う。 (1) 民生委員・児童委員一人あたり500円を目途とする。 (2) 一般被災者向けに200万円を「平成30年7月豪雨東京都義援金」に寄託する。 (3) 上記を除く残額の全てを被災地の民生委員ならびに民児協活動への支援金として「全民児連 被災地支援募金口」に寄託する。
8月28日（火）	上記(2)については、義援金窓口の開設期間の関係により一時立替で送金した。
10月19日（金）	都内54区市郡支庁すべての民児協の協力により、総額は5,264,513円となったので、近日に上記(3)に送金することとしている。

5 被災者等への義援金の募集

7月10日から中央共同募金会が「平成30年7月豪雨災害義援金」と「支援金（＝平成30年7月豪雨災害ボランティア・NPO活動サポート募金）の募集を開始したほか、7月23日から全社協社会福祉施設協議会連合会では、被災した福祉施設に対する義援金の募集を開始しています。

7月13日（金）～ 8月31日（金）	募金箱を飯田橋セントラルプラザ1階ならびに東社協事務室に設置し、中央共同募金会を通じて送金する義援金の募集を行った。 【募金実績】32,714円
7月10日（火）	東京ボランティア・市民活動センターの窓口に、被災地で活動している団体のための支援金の募金箱を設置している。
○東社協ホームページ、ボラ市民ウェブ、福祉広報8月号に義援金募集に関する情報を掲載した。	